

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視

○ 身元保証等高齢者サポート事業者を利用する消費者の保護の推進

(把握している状況等)

- ✓ 主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象として、入院・介護施設等入所時の身元保証、身の回りのサポート、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」への需要が高まる中、消費者被害やサービスを提供する事業者と利用者の間の消費者トラブルが発生
 - ・ 平成28年にはサービスを提供していた大手事業者が経営破綻し、多額の預託金が失われる等、多くの高齢者に被害発生
 - ・ その後も消費者トラブル等は継続して発生（消費生活センターや行政相談にもトラブルや事業者選択に関する相談等あり）

考えられる要因

○ 身元保証等高齢者サポート事業のサービス内容、契約形態等の特徴

- サービス内容が広範囲、長期間・高額な契約、契約内容の履行確認が困難等
- 契約主体が高齢者が中心
- 事業者の構成が多様（NPO法人、一般社団法人、株式会社等。経営母体も様々）

○ 身元保証等高齢者サポート事業者に関する情報が不足

- 身元保証等高齢者サポート事業を所管する府省庁は無く、行政が関与する特段の仕組みがない
- 消費生活センター、地域包括支援センター等の利用者等からの相談に応じる機関では、事業者に係る情報等を十分に有していない

把握すべき事項・関係施策の状況等

○ 身元保証等高齢者サポート事業者における契約等の実態・トラブル等の発生状況等

- サービスや契約の内容、契約手続等の実態
- 消費者トラブル等の発生状況
- 事業者による適正なサービス提供のための取組・工夫

○ 利用者等からの相談等への対応の実態

- 消費生活センター、地域包括支援センター等における利用者等からの相談への対応状況 等

[関係施策等]

- ・ 平成28年の事業者の経営破綻を契機として、消費者委員会が「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告」を取りまとめ、これを踏まえ、消費者庁・厚生労働省等へ建議（H29.1）
- ・ 消費者委員会建議を受け、厚生労働省は実態把握を行い、その結果を踏まえ、事業者及びサービスの利用を検討する際のポイント等を示した普及啓発資料を作成し、関係機関に配布

身元保証等高齢者サポート事業の概要

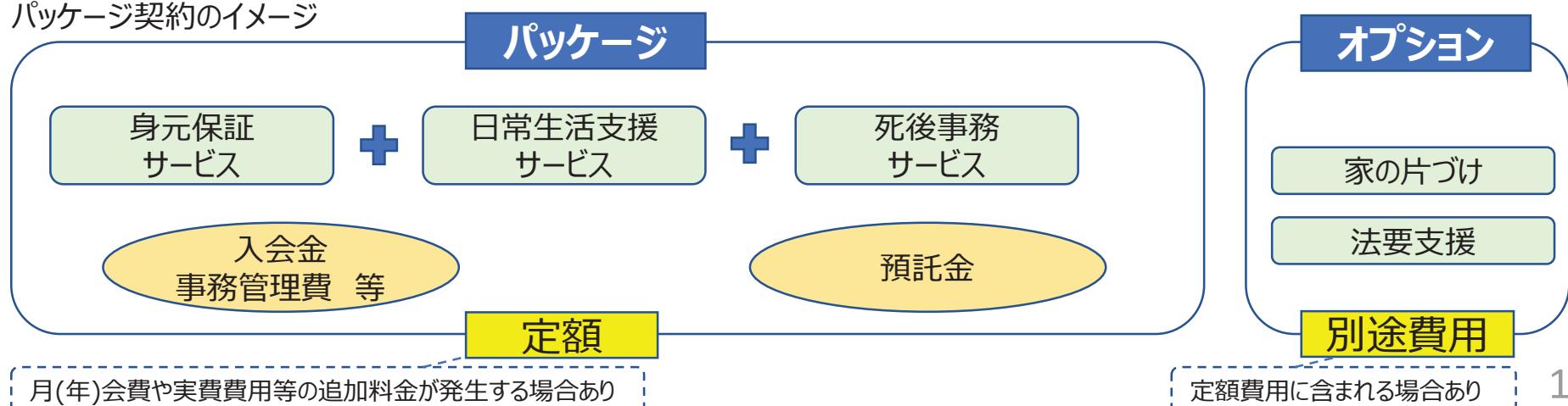
(注) 消費者委員会資料等を基に当局が作成

身元保証等高齢者サポート事業において提供されるサービスの例

サービスの種類	サービス内容の例	関連する他の個別サービス
身元保証サービス	<ul style="list-style-type: none">・病院・福祉施設等に入院・入所する際の入院費・施設利用料等の保証・入院・入所の手続の支援・退院・退所時の身元の引受・緊急時の連絡先引受・医療同意の支援	保証人代行
日常生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none">・買物支援・通院・通所の送迎・付添・行政手続・金融機関手続等の支援・電話・訪問による定期的な安否確認・日常的な金銭管理	家事代行 生活支援 安否確認 財産管理
死後事務サービス	<ul style="list-style-type: none">・病院・福祉施設等の費用の精算・遺体の確認、引取・居室の原状回復、残存家財・遺品の処分・ライフラインの停止手続・葬儀、納骨、法要	事故対応費用保険 遺品整理 死後事務委任 葬祭

→ パッケージとして契約

パッケージ契約のイメージ



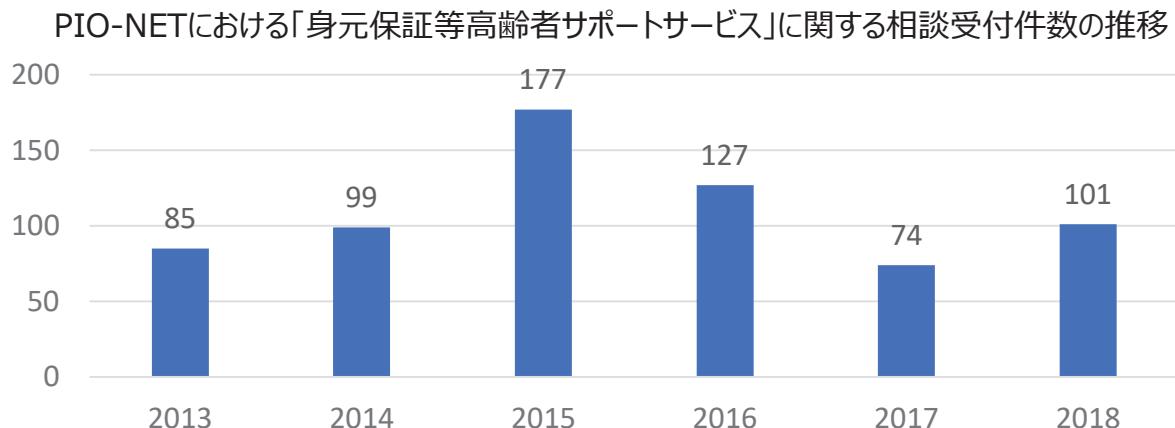
社会的問題の発生状況

平成28年、身元保証等高齢者サポートサービスを提供していた(公財)日本ライフ協会が、利用者がサービスの提供を受けるために預託していた金銭を不正に流用していたことが発覚、その後、経営破綻。

一部の利用者において、契約していたサービスの提供や預託金の返還が受けられないという消費者被害が発生

その後も、身元保証等高齢者サポート事業者と高齢者間の消費者トラブルが発生している可能性

■ 「身元保証などの高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルにご注意」(令和元年5月 国民生活センター) より



■ 行政相談に寄せられた相談（例）

- 介護付き有料老人ホームに入居するに際し、身元保証人が必要とのことで同ホームから照会された保証会社と契約した。その保証会社は身元保証人になる条件として、3通の公正証書が必要として詳しい説明もなく、私に判を押させた。その後、私の所有するマンションの権利書や預金通帳を探しに自宅に来たりした。
- 父と兄弟がいるが、自分は未婚である。今後、身元保証人等が必要とされる場合があると思うが、私が紹介されたNPO法人の対応が不安である。後見等も含めて同法人の会員になっても大丈夫か。
- 生活保護の身元保証人や入院、手術時の保証人、死後の葬儀や遺骨の引き取り、年1回の集団供養等を行ってくれるNPO法人があると聞いたが、入会金が60万円で月会費が6千円のことであった。保証人を得るために、NPO法人と契約してもよいか。

関連する行政の動き

- ① 日本ライフ協会事件を契機に、平成29年1月、内閣府消費者委員会が「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告」を取りまとめ、これを踏まえ、消費者庁・厚生労働省・国土交通省に建議

「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(平成29年1月消費者委員会)の概要

(建議事項1)

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、**消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。**

(建議事項2) 略

(建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、**消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。**

② 建議を踏まえ、

- i) 厚生労働省は、調査研究事業により身元保証等高齢者サポート事業者に対する事業内容に関するヒアリング調査等を実施して報告書と取りまとめるとともに、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料を作成（平成30年8月）
- ii) 消費者庁は、厚生労働省の調査研究事業の結果について、一般向けにHPで提供するとともに、都道府県等や関係団体に対して情報提供を実施

厚生労働省が調査研究事業により作成した普及啓発資料（抜粋）

高齢者サポートサービスを利用する前に…、「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

（身元保証に関する基礎知識）

- 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所に際して、お金での配りが苦手のために、支払を一時的に立て替えたり、施設側の負担にならないようにしてくれます。
- その際はお預り金を返すことがあります。緊急時の連絡先になってくれる、あるいは代理人と書いています。
- 基本的に身元保証法人などてある方や介護施設等への入居は可能です。

（死後事務に関する基礎知識）

- 死後事務サービスとは、死後・相続など身元りがいの方が亡くなられた後の葬儀・通話整理が受けられるサービスです。
- 高齢者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や会員登録会員、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を実施している場合もあります。

このように思ふことをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を実現する事業があります。内容や契約方法、料金などはさまざまですが、料金は月額料金で支払う場合もあります。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方に向けて、事業者やサービス内容を述べています。注意点や契約方法、料金などについて、理解していただけるよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方に向けて、事業者やサービス内容を述べています。注意点や契約方法、料金などについて、理解していただけるよう、事前によく確認することが重要です。

高齢者サポートサービスを利用する基本の手続きと起こりがちなトラブル、トラブルの解決法

◆ 「高齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手順を基本としますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合はご注意ください。

● 事業者と話し合う前に、自分でも以下のよう注意をよく考えてみましょう。

※ 会員登録料金、手数料、費用を算定するときに支払えるお金は、費用対決を実施する場合も利用できます。詳しくは各自の料金に相談ください。

■ まずチラシ

- ①要望の整理 (e6ヶ月)
- ②支払い能力の見極め (e6ヶ月)
- ③サービス内容の確認 (G7ヶ月)
- ④今後のことを考えて (G7ヶ月)

■ 不安がある時は公的相談機関である「消費者生活センター」などに相談しましょう。

1 2 3 4